

掛川市規則第4号

掛川市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月4日

掛川市長

(別紙)

掛川市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市老人福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「及び同法」を「、第314条の8並びに」に改め、「第5条第3項」の次に「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を加え、同表備考2(2)を次のように改める。

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

様式第8号、様式第9号、様式第12号及び様式第24号中「60日以内」を「3月以内」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。